

# 農林商工課・農業委員会からのお知らせ

問合せ＝農林商工課 農工業推進係・農業委員会事務局  
☎76-51333

## 堆肥の施用・保管にはルールがあります

町では、農地などへの堆肥などの不当な大量投与を防止するため、堆肥などの施用・保管に関して必要な事項を定めています。

**【堆肥の施用、保管に関する届出】**  
左記基準を超える堆肥を施用または保管する場合は、30日前までに届出が必要となります。

### 【堆肥の施用】

#### ◎農用地（果樹園を除く）

- ・木質系の土壌改良資材  
「1作につき20t」かつ「10aあたり100m<sup>2</sup>」または「敷き均し厚10cm」
- ・木質チップ（木くずを切断し、破砕し、または粉碎したもの）  
「1作につき20t」かつ「10aあたり150m<sup>2</sup>」または「敷き均し厚15cm」
- ・右記以外の肥料など  
「1作につき20t」かつ「10aあたり20t」

#### ◎果樹園

- ・木質系の土壌改良資材、木質チップおよび右記以外の肥料など

## 2 畑作物の直接支払交付金

畑や水田において、麦、大豆、そば、なたねなどを販売目的で生産する農業者に対して支援を行います。

### ①対象者

販売目的で対象作物を生産する農業者で、認定農業者、集落営農または認定新規就農者

### ②数量払い交付単価

数量払いの交付単価は、課税事業者と免税事業者で異なります。詳しくは、営農計画書に同封予定のパンフレットをご確認ください。

### ③面積払い交付単価

当年産の作付面積に応じて、数量払いの内金として交付されます。面積払いの単価…2万円/10a

## 環境保全型農業直接支払交付金について

化学肥料・農薬の使用を減らした農業などの環境にやさしい営農に取り組む農業者に対し、補助金を交付します。

### 【対象となる取組み】

- ・化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行レベルから5割以上低減させる取組と緑肥の施用（カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培）を組み合わせた取組み
- ・有機農業の取組み など

「1作につき20t」かつ「10aあたり150m<sup>2</sup>」または「敷き均し厚15cm」

### ◎森林

- ・木質系の土壌改良資材  
「5t」かつ「1haあたり5t」
- ・右記以外の肥料など  
「5t」かつ「1haあたり500m<sup>2</sup>」

### 【堆肥の保管】

#### ◎農用地

- ・木質チップ  
保管場所1か所につき「20t」
- ・右記以外の肥料など  
保管場所1か所につき「50t」

#### ◎森林

- ・木質系の土壌改良資材  
「5t」かつ「1haあたり5t」
- ・右記以外の肥料など  
「5t」かつ「1haあたり500m<sup>2</sup>」

## 堆肥を施用する際は

家畜ふん尿や木質チップなどを原料とする堆肥の大量施用は、悪臭や衛生害虫（ハエ、ヤスデなど）の発生原因となります。施用の際は、次

### ①対象者

有機農業に取り組む農業者などで構成される団体

### ②交付単価

10aあたり1万4千円以内  
※申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額される場合があります。

### ③申請期限

5月8日(金)

## 水田の給水栓管理について ※清掃・点検はお早めに

4月下旬から農業用パイプラインでの通水が始まります。給水栓の劣化やゴミの詰まりにより、水が止まらなくなることがあります。通水前に各自、清掃・点検を実施しましょう。 ※給水栓の各部品については、農林商工課までお問い合わせください。

## 美里町認定農業者支援事業について

対象者＝認定農業者で、現在の経営規模の拡大と生産性向上を図り、引き続き5年以上農業経営を行うことが見込まれるかた  
補助対象経費＝新規作物・生産性向

- の点にご注意ください。
- ①よく腐熟した堆肥を施用すること
- ②施用後は、臭気の飛散を抑えること（速やかに耕起する、しっかりと覆土する）
- ③栽培する品目などに応じて、適正な施用量とすること

## 農地の賃借について

令和7年4月1日以降に契約期間が終了した後の農地の賃借方法は、原則、農地中間管理事業による農地の賃借になります。

農地中間管理事業とは、埼玉県農林公社（農地中間管理機構）が中間的な受け皿となり、農地を所有者から借りてそれを貸し付けることで地域の担い手に農地を集約する事業です。

事業を利用される場合は手続きが必要ですので、農林商工課または農業委員会事務局へご相談ください。

## 令和8年度 国の経営所得安定対策について

米・麦・大豆などについて、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上などにより、農業経営の安定を図るため、転作作物

上などに必要な設備や機械、種苗購入に要する経費

### 補助率＝補助対象経費の2分の1

※限度額50万円となります。

※申請は、1人1回限りです。

### 申請場所＝農林商工課 窓口

※補助要件については、必ず事前にお問い合わせください。



## 高温対策等園芸産地育成緊急支援事業について

県では、高温対策技術や省エネルギー対策技術の導入を支援します。補助率2分の1以内（上限あり）で、ヒートポンプや遮光資材、かん水装置等の導入、既存農業ハウスの高軒高化ができます。

### 【対象となる生産者】

県内のほ場で野菜・果樹・花きを生産・販売する生産者

### 【申請について】

事業を要望する生産者は、事業実施主体を通じて県への申請が必要となります。詳細は、県ホームページをご確認ください。



県ホームページ QRコード

問合せ＝本庄農林振興センター 管理部地域支援担当 ☎22-6156